



新型コロナウイルス感染症に関する
各種支援情報のご案内



千葉県PRマスコット
チーバくん
千葉県許諾第S082号

ITで、お客様の未来をつくるお手伝い



東関東エリア

30 拠点

ひまわり
安心
サポート

千葉測器は千葉商工会議所が中心となって結成された「IT導入促進チーム」に参加し、他ITベンダーと連携して地元企業様を導入から運用までサポート。一番身近な地元ITベンダーとして、お客様の、そして地域の事業の繁栄に貢献してまいります。



株式会社

千葉測器グループ

(本社) 千葉県千葉市中央区都町2-19-3 TEL: 043-231-2351

千葉測器グループは100年企業を目指します

株式会社 千葉測器ホールディングス

株式会社

千葉測器

浅野商事株式会社

株式会社 千葉測器・ITソリューションズ

株式会社

ソッキ・ビジネス

TEL: 043(231)2351 (大代表) FAX: 043(231)2388
(ホームページ) <https://www.chibasokki.co.jp/>
(お客様相談室) 0800-12-365-24



CONTENTS

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援情報のご案内

2 支援情報一覧

給付金・支援金

4 持続化給付金／千葉県中小企業再建支援金／家賃支援給付金
テナント支援金

助成金・補助金

8 雇用調整助成金の特例措置／働き方改革推進支援助成金
ものづくり・商業・サービス補助金／持続化補助金(一般型)
持続化補助金(コロナ特別対応型)／IT導入補助金

融資

14 新型コロナウイルス感染症特別貸付／新型コロナウイルス対策マル経融資

保証

16 セーフティネット保証4号・5号

納税猶予

17 納税猶予・納付期限の延長(国税)／納税猶予・納付期限の延長(地方税)

20 千葉商工会議所景気動向調査

19 ●千葉商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口について

22 ●新入会員のご紹介

23 ●渋沢栄一とその思想に学ぶ 逆境をしのぐ力

24 ●ジェトロレポート 新型コロナウイルス感染拡大による海外ビジネスへの影響

25 ●会員情報プラザ

26 ●WE ARE THE CHIBA 千葉商工会議所 青年部通信

28 ●なのはなひろば 千葉商工会議所 女性会の活動

今月の表紙

今回の表紙は、千葉公園の綿打池から望む千葉都市モノレールです。モノレールの車両には、東京2020大会で千葉市において開催される7競技(フェンシング・テコンドー・レスリング・ゴールボール・シッティングバレーボール・パラテコンドー・車いすフェンシング)の選手などが描かれています。

オオガハスが見ごろを迎える梅雨の時期ではありますが、幸いにも晴れ間に撮影することが出来ました。

編集者のひと言

緊急事態宣言がようやく解除され、千葉県による外出自粛の協力要請や事業者への休業要請も全面的に解除されました。本誌も既に取材活動を再開しており8月号からは、インタビュー記事などを掲載した内容をまたお届けできる予定です。さて、マスク着用や、手洗い、3密回避などを基本とした新しい生活様式の実践を踏まえた日常が始まる中、季節は梅雨に入りました。蒸し暑い日や真夏日などが続いていますので、体調管理に気を遣いながら上手に乗り切ってくださいね。

(企画広報課 T.K.)

※落丁、乱丁本はお取り替えいたします。

知らないと損する 相続税対策



相続税対策スタッフ

【初回無料相談 受付けています！】

公認会計士・税理士・国税庁OBのベテランが
ご相談に応じます。

便利の良い千葉駅西口に直結する「ウェストリオ2」
11階へお気軽にお立ち寄りください。



安心と信頼の **TALK GROUP** 税理士法人

〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-2 11階
千葉駅オフィス【TEL:043-306-7319】

ITシステム導入「リスク管理」コンサルティング

予算超過／品質・機能不全／稼働期日遅延 漠然とした不安に

リスク管理と予兆監視でダメージ回避・低減施策を提言致します。

ベンダー見積・追加費用の精査も重視
(費用の妥当性は品質チェックにも効果有)

貴社の相談窓口としても、どうぞお気軽にご相談ください。

マイルストーン 代表：橋爪和博

TEL/FAX：043-372-0794

E-Mail：info@chiba-milestone.jp

http://chiba-milestone.jp/

工場・倉庫・工業用地・その他事業用地 お探しの方

専門業者です

売買

賃貸

総合建設業 宅地建物取引業

住所 〒262-0013

千葉市花見川区犢橋町1551-1

TEL 043-250-6661 FAX 043-250-6286

担当 大土 090-3202-9124

株式会社 与志建設

手みやげに一番

千葉名産

田子作煎餅

http://www.osenbei.co.jp/

本店 千葉市中央区新宿1-20-5

TEL 043-241-4638

FAX 043-244-2416

道場店・稲毛店・銀座店

住宅設備機器・管工機材・建築資材の総合商社
未来の住環境に夢発見。

FS FUJISEIKO

フジセイコー株式会社 〒260-0001 千葉市中央区都町1-18-13
http://www.fujiseiko-net.co.jp/ TEL 043-231-1011 FAX 043-231-9181



支 援 情 報 一 覧

				ページ	
給付金・支援金	売上が減少したので給付金が欲しい	持続化給付金	法人 200万円 個人事業主 100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570	4
	県からの給付金が欲しい	千葉県中小企業再建支援金	中小企業10万円~40万円	千葉県中小企業再建支援金相談センター 0570-04-4894	5
	地代・家賃負担軽減のための給付金が欲しい	家賃支援給付金 [NEW]	法人 上限額600万円(100万円/月) 個人事業者 上限額300万円(50万円/月)	未定 ※詳細は経産省HPでご確認ください	6
		テナント支援金 [NEW]	中小企業・小規模事業者の店舗 上限額25万円/1テナント	千葉市新型コロナウイルス感染症に対する事業者向け臨時相談窓口 043-245-5898	7
助成金・補助金	雇用を維持したい	雇用調整助成金の特例措置	助成率 最大100% 上限額 15,000円/1人1日	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 千葉労働局職業安定部職業対策課 043-221-4393 千葉ハローワーク 043-242-1181(32#)	8
	テレワークの環境を整備したい	働き方改革推進支援助成金	上限額20万円~40万円/1人 上限額100万円~300万円/1企業 補助率1/2~3/4	テレワーク相談センター 0120-91-6479	9
	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行いたい	ものづくり・商業・サービス補助金	中小企業・小規模事業者等 原則1,000万円	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053	10
	販路開拓等の取組みを行いたい	持続化補助金(一般型)	小規模事業者等50万円 補助率2/3	千葉商工会議所 043-227-4103	11
	新型コロナウイルス感染症対策のための販路開拓等の取組みを行いたい	持続化補助金(コロナ特別対応型)	小規模事業者等100万円 補助率2/3または3/4	千葉商工会議所 043-227-4103	12
	ITで業務効率化等を行いたい	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等30~450万円 補助率1/2~2/3	千葉商工会議所 043-227-4103 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424	13
融資	資金を調達したい	新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額(別枠) 中小事業6億円/国民生活事業8,000万円	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	14
		新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額(別枠) 1,000万円	千葉商工会議所 043-227-4103	15
保証	資金を調達したい	セーフティネット保証4号・5号	保証枠(別枠) 最大2.8億円	取引のある金融機関 千葉県信用保証協会新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 043-221-8111	16
納税猶予	納税を後にしたい	納税猶予・納付期限の延長(国税)	国税の納税猶予	国税局猶予相談センター(東京国税局) 0120-948-271	17
		納税猶予・納付期限の延長(地方税)	地方税の納税猶予	中央県税事務所 043-231-0161(代表) 千葉西県税事務所 043-279-7111(代表) 千葉市税事務所各税目担当課 043-245-5111(代表)	18



千葉県中小企業再建支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付いたします。

【支給額】

対象要件を満たす中小企業者に対し、賃借^{*1}している事業所^{*2}の数に応じて、以下の額を支給する。

	令和2年4月22日から5月6日の全ての期間について要請にしている	令和2年5月9日から5月31日 ^{*3} までの全ての期間について要請にしている	賃借している事業所がない	1事業所を賃借している	複数の事業所を賃借している
休業要請対象業種でない業種	—	—	20万円	30万円	40万円
休業要請対象業種	○	○	20万円	30万円	40万円
	○	×	10万円	20万円	30万円
	×	○	一律10万円		

※1「賃借」の対象は、事業所のほか、事業所の底地である土地についても含むものとする。

※2「事業所」は、従業員及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※3 休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。

【対象要件】

詳細はHPまたは申請要領参照

【申請受付期間】

令和2年5月7日(木)から8月31日(月)まで

【お問合せ先】

千葉県中小企業再建支援金相談センター

TEL：0570-04-4894

<https://www.chiba-shienkin.com>

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) — (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
(I) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
(II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

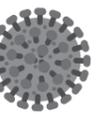


【お問合せ先】

持続化給付金事業コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分（土曜日を除く）



[NEW] テナント支援金

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、千葉県の緊急事態措置による施設の使用停止の要請が逐次解除となりました。施設の使用停止の協力要請がなされた業種及び、外出の自粛要請等により実質的に休業に準ずる影響を受けた飲食店については、従前の経営状況に回復するためには時間がかかるため、対象テナントへの支援を行います。

対象テナント

1. 千葉県から発出された休業の協力要請に応じて休業していた中小企業・小規模事業者の店舗
2. 自粛要請により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店のうち、千葉市が定めた「新型コロナウイルス感染症対策8か条※」を遵守し、かつ特措法に基づく千葉県の飲食店に対する協力要請に応じた中小企業・小規模事業者の店舗

※「新型コロナウイルス感染症対策8か条」については、千葉市HPにてご確認ください。

支援対象

対象テナントの賃借人

交付金額

対象テナントの賃料等の3分の2（1テナントあたり上限25万円）

※対象となる賃料等は、6月1日（月）から6月30日（火）の間に支払期限が到来し、支払を行った1か月分の賃料等を限度とします。

申請期間

令和2年6月下旬～8月上旬

【お問合せ先】

〈事業の制度等に関すること〉
千葉市事業者向け臨時相談窓口
 電話 043-245-5898

〈申請受付システムに関すること〉
千葉市経済農政局経済部企業立地課
 電話 043-245-5276、043-245-5279、043-245-5679

[NEW] 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

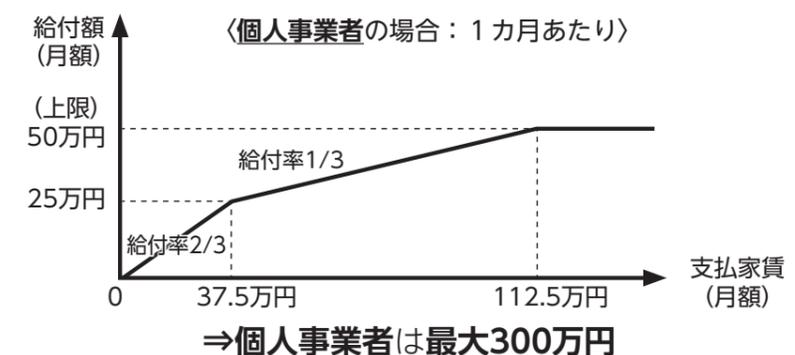
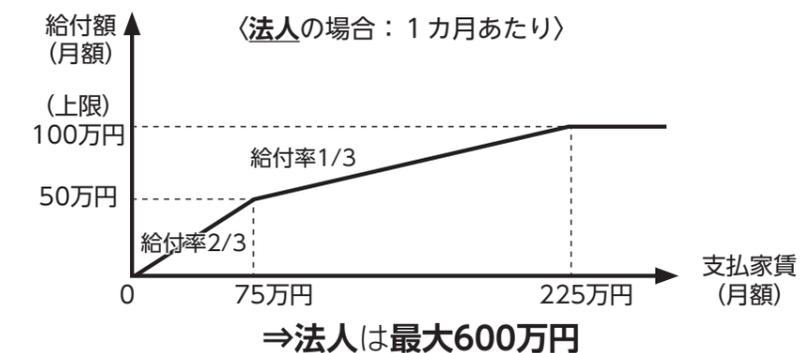
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

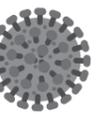
【給付額】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



詳細な条件や申請方法等については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表させていただきます。

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。



働き方改革推進支援助成金

テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、
テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

対象

テレワークを新規で導入する、もしくはテレワークを継続して活用する労働者災害補償保険の適用中小事業主

支給額

〈テレワークコース〉

※評価期間中のテレワーク実施目標に対する達成状況に応じて決定
1人当たりの上限額：（達成）40万円 / （未達成）20万円
1企業当たりの上限額：（達成）300万円 / （未達成）200万円

〈新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース〉

1企業あたりの上限額：100万円

補助率

〈テレワークコース〉

※評価期間中のテレワーク実施目標に対する達成状況に応じて決定
（達成）3/4 / （未達成）1/2

〈新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース〉

1/2

助成される取り組み

テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング等

申請期限

〈テレワークコース〉

交付申請：令和2年12月1日（火）
※なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、12月1日以前に受付を締め切る場合があります。

〈新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース〉

交付申請：令和2年5月29日（水） / 支給申請：令和2年9月30日（水）

詳細・応募方法は以下QRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース



テレワークコース



【お問合せ先】 テレワーク相談センター
電話：0120-91-6479（受付時間：平日9:00～17:00）

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】 ※下線が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

- ⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、5%減少）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ 休業規模の要件を緩和
- ⑫ 支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和
- ⑬ 出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）

○活用しやすさ

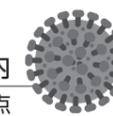
- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ 申請書類の大幅な簡素化
- ⑱ 休業等計画届の提出が不要（令和2年5月19日より）
- ⑲ オンライン申請の開始（運用開始が延期となっておりますので、お待ちください。）
※本特例措置の拡充として「助成内容・対象の大幅な拡充」「受給要件の更なる緩和」等が、更なる手続きの簡素化として「助成額の算定の簡素化」「休業等計画届出の提出不要化」等が実施されています。詳細は厚生労働省HPなどをご確認ください。

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



厚生労働省HP雇用調整助成金ページ



持続化補助金(一般型)

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者等

補助上限：50万円、補助率：2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実を登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

3次締切：10月2日（金）当日消印有効

4次締切：2月5日（金）当日消印有効

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます。）。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

【お問合せ先】

※お申し込み窓口は商工会議所地域と商工会地域で異なります。
詳しくは最寄りの商工会議所・商工会にお問合せください。

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等

補助上限：原則1,000万円

補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3

【特別枠】2/3、または3/4

【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限50万円・定額（10/10）

※詳細はHP参照

※特別枠では、①交付決定日以前・事前着手承認日以降に発生した経費、②公告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

※事業再開枠では、5月14日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

公募スケジュール(3次締切)

申請開始：5月22日（金）17時

申請締切：8月3日（月）17時

※3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【お問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。



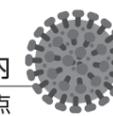
現在、コロナウイルス感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小させていただいております。そのため、ご照会につきましては、原則電子メールにてお願いいたします。ご照会内容によって、宛先が異なりますのでご注意ください。

公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

お問い合わせが集中した場合、ご回答までにお時間をいただく場合がありますので、お問い合わせの前に公募要領、マニュアルをご確認いただきますようお願いいたします。



IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、同時に補助事業者の申請受付を開始予定。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、2/3又は3/4）※詳細はHP参照

※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加算

※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助します。

想定される活用例

- ・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

※特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

公募スケジュール（3次締切）

公募要領公開：4月24日（金）

申請開始：5月11日（月）

申請締切：〈通常枠4次、特別枠3次〉6月26日（金）17：00

〈通常枠5次、特別枠4次〉7月10日（金）17：00

※7/10（金）の締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、複数回締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【お問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※「IT導入補助金2020」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにおいても受け付けております。

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。



持続化補助金（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者等

補助上限：100万円

補助率：2/3または3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10）

※詳細はHP参照

※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。

※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

公募スケジュール

3次締切：8月7日（金）必着

4次締切：10月2日（金）必着

特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

補助対象経費の1/6以上が「サプライチェーンの毀損への対応」「非対面型ビジネスモデルへの転換」「テレワーク環境の整備」のいずれかに合致する投資であること。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

【お問合せ先】

※お申し込み窓口は商工会議所地域と商工会地域で異なります。

詳しくは最寄りの商工会議所・商工会にお問合せください。

日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）

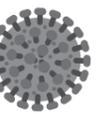


全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）





日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策マル経融資

※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」
または右のQRコードよりご確認ください。



日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。**各公庫の既往債務の借換も可能。**
7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額（別枠）】 中小事業6億円（拡充前3億円）、
国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

【金利】 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】 中小事業2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

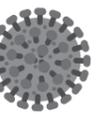
※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

➡平日のご相談 日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

➡土日・祝日のご相談 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）



納税猶予・納付期限の延長(国税)

1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

2. 事業収入が減少する場合の納税猶予(国税・地方税)の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2020年2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

※原則、1年間納税猶予が認められます。

3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

- ① **災害により財産に相当な損失が生じた場合**
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② **ご本人又はご家族が病気にかかった場合**
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用
- ③ **事業を廃止し、又は休止した場合**
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ **事業に著しい損失を受けた場合**
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ◆ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ◆ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

詳細は、 **国税庁**  で検索してください。

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和(過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高の比較等)

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。

◆ SN5号：5月1日より全業種を指定しました。

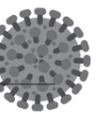
※ご利用手続の流れ(4号・5号)

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。



千葉商工会議所

新型コロナウイルスに関する 経営相談窓口について

千葉商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様のために、下記の通り「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、ご相談を受けております。

■千葉商工会議所 新型コロナウイルスに関する 経営相談窓口

【窓 口】 千葉商工会議所 経営支援課

【受付時間】 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日を除く)

【問合せ先】 043-227-4103

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、可能な限り電話・メール・FAX等で対応をさせていただいております。

※相談窓口・ブースに透明アクリル板等を設置し、職員はマスクを着用し対応させていただいております。

※館内への入場にあたっては、感染防止のためにマスク着用、消毒にご協力いただき、体調不良の方の来所はご遠慮いただいております。

納税猶予・納付期限の延長(地方税)

個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

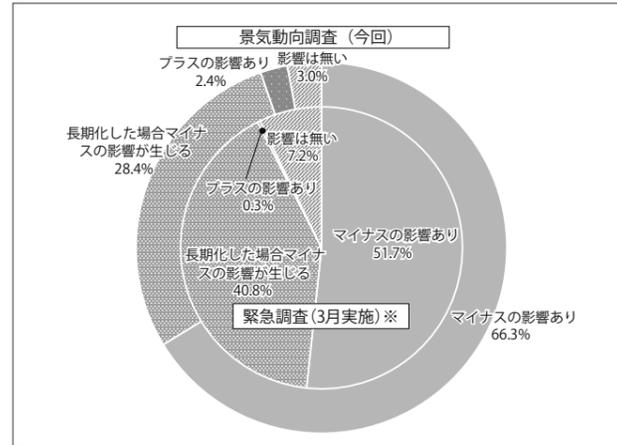
【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

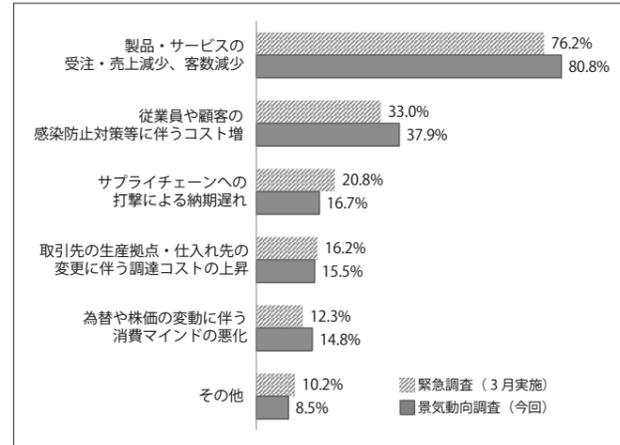
調査結果のポイント

- ▶既にマイナスの影響ありと回答した企業が66.3%となった。
- ▶マイナス影響を受けている企業の23.2%が、5月上50%以上減と回答した。
- ▶テレワークを「実施している」と回答した企業は25.7%にとどまった。

(1) 自社への影響の有無

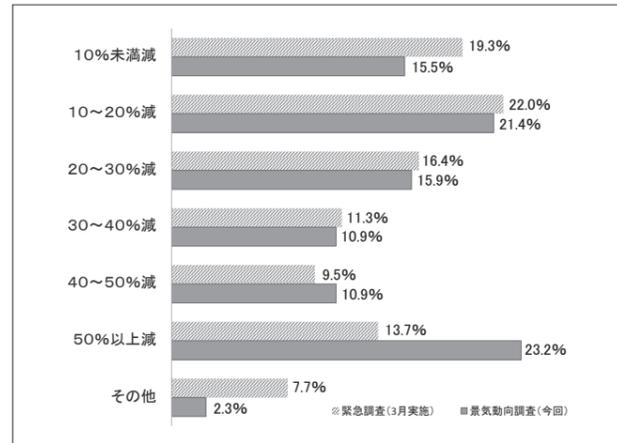


(2) マイナス影響の具体的内容について



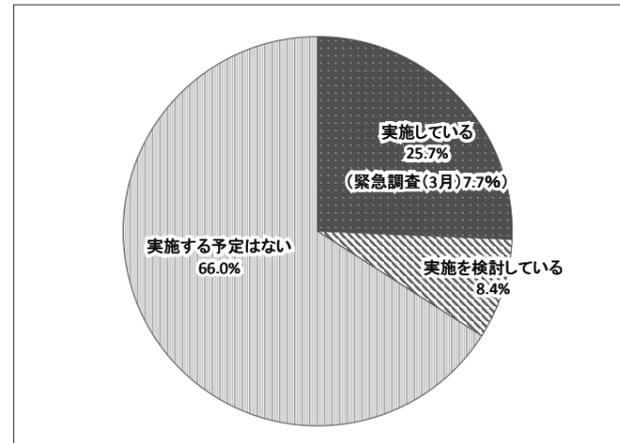
(1)で「マイナスの影響あり」または「長期化した場合マイナスの影響が生じる」と回答した企業に伺った【複数回答可】

(3) 5月の売上の影響(前年同月比)

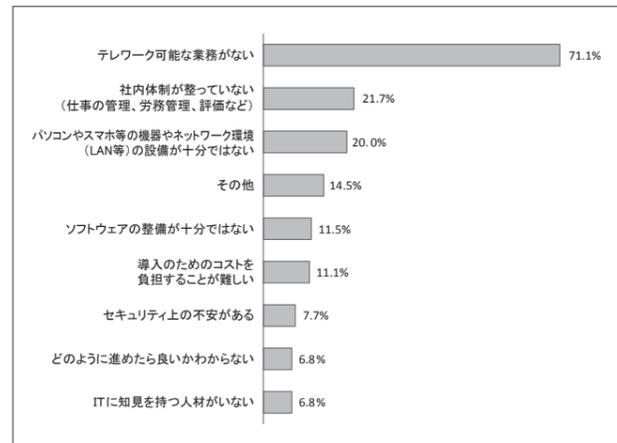


(1)で「マイナスの影響あり」と回答した企業に伺った

(4) テレワークの実施について

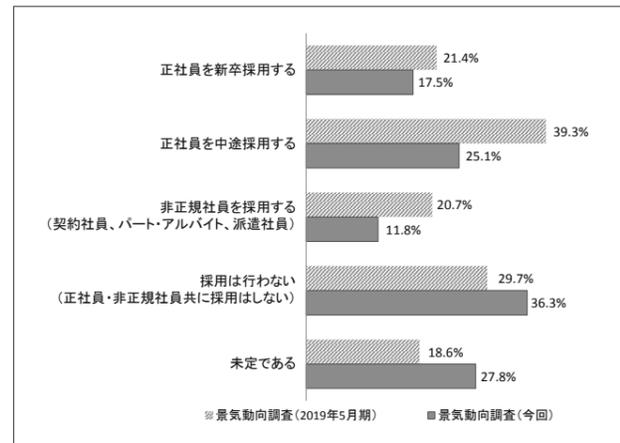


(5) テレワーク実施を検討するにあたっての課題について



(4)で「実施を検討している」または「実施する予定はない」と回答した企業に伺った【複数回答可】

(6) 2020年度(※)の採用について



(※2020年4月~2021年3月入社)【複数回答可】

調査結果のポイント

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、業況DIは急激に悪化し、リーマンショック時(平成21年2月期)以来の低水準となっている。
- ▶売上・採算・仕入単価・従業員・資金繰りDIの5項目全てにおいて、急激な悪化となった。
- ▶先行きについては、全業種にわたって新型コロナウイルス感染症の影響長期化が強く懸念されている。

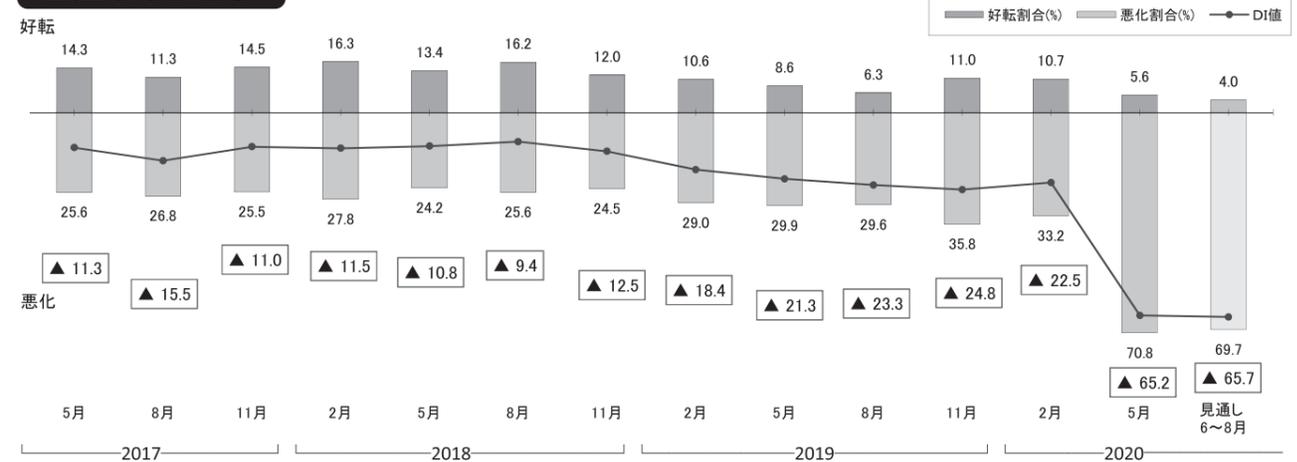
調査期間：令和2年5月13日(水)~5月29日(金)
調査対象：千葉商工会議所法人会員事業所500社
(回答：357社 回答率：71.4%)



景気動向調査はインターネットで詳細をご覧ください。
<https://www.chiba-cci.or.jp/>

DI値：(増加・好転などの回答割合)-(減少・悪化などの回答割合)

全産業業況推移



全体の特徴 (▲はマイナス)

業況DI(前年同月比ベース、以下同じ)を見ると、前回調査(令和2年2月、以下同じ)と比較して、全ての業種が下降した結果、全産業合計DIは42.7ポイント下降して▲65.2となり、リーマンショック時(平成21年2月期▲65.6)以来の低水準となっている。

また、向こう3ヶ月(6月~8月、以下同じ)の先行き見通しは、建設業、小売業が下降し、製造業、卸売業、サービス業が上昇の見込みとなっており、全産業合計DIは現状より0.5ポイント下降の▲65.7となっている。

売上DIでは、前回調査と比較して、全ての業種が下降した結果、全産業合計DIは50.5ポイント下降して▲64.0となり、2期ぶりの悪化となった。

また、向こう3ヶ月の先行き見通しは、建設業、小売業が下降し、製造業、卸売業、サービス業が上昇の見込みとなっており、全産業合計DIは現状より3.5ポイント下降の▲67.5となっている。

採算DIでは、前回調査と比較して、全ての業種が下降した結果、全産業合計DIは38.4ポイント下降して▲63.1となり、8期連続の悪化となっている。

また、向こう3ヶ月の先行き見通しは、建設業、小売業が下降し、製造業、卸売業、サービス業が上昇の見込みとなっており、全産業合計DIは現状より1.8ポイント下降の▲64.9となっている。

仕入単価DIは、2期連続で改善しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による部材等の調達難の声が聞かれた。

従業員DIは、前回調査と比較して、24.6ポイント大幅に下降し、1.4ポイントとなった。

資金繰りDIは、前回調査と比較して、急激に悪化しており、先行きを不安視する声が多く聞かれた。

全体を総括すると、業況DIは前回調査から42.7ポイント下降し、急激に悪化しており、リーマンショック時(平成21年2月期)以来の低水準となっている。また、資金繰りDIが大幅に下降しており、急激に悪化している。先行きについては、全業種にわたって新型コロナウイルス感染症の影響長期化が強く懸念されている。



新入会員のご紹介

☎…事業内容
☎…PR (宣伝) コメント
(順不同・敬称略)

緑区 オリオン(同) 【代表】 湯浅 アレキサンデル ☎043-310-7927 【所在地】 緑区おゆみ野 ☎ 溶接作業、およびそれに付随する作業	美浜区 佐々木 【代表】 佐々木 恭隆 ☎080-6885-1144 【所在地】 美浜区稲毛海岸 ☎ マーケティングコンサルタント及び食品製造販売、出張料理	市外 (株)房総ルーフ 【代表】 千原 好之輔 ☎050-3198-3800 【所在地】 山武郡九十九里町宿 ☎ 屋根工事
中央区 そば処空 【代表】 吉本 忠雄 ☎043-266-5955 【所在地】 中央区南町 ☎ 手打そば ☎ 誰でも気軽に入れる近所のそば屋	中央区 (株)パイプライン 【代表】 佐竹 淳 ☎043-497-3093 【所在地】 中央区都町 ☎ 給排水衛生設備工事、管工事、リフォーム工事 ☎ 管工事からリフォームまで幅広く対応させていただきます	若葉区 SES 【代表】 佐藤 猛 ☎043-420-8863 【所在地】 若葉区御成台 ☎ 電気・通信設備工事 ☎ 電気工事、電気通信工事
美浜区 Marine Craft 【代表】 八木 健一 ☎090-8819-5573 【所在地】 美浜区中瀬 ☎ オフィス・商業施設・クリニック等の内装設計施工 ☎ 細かい工事、何処に発注して良いか不明な工事も御相談を承ります	新入会員を募集しております。 みなさまのお知り合いをぜひご紹介ください。 お問合せ／お申込みは、千葉商工会議所総務部総務課までお待ちしております。 Tel.043-227-4101 Fax. 043-227-4107	

逆境をしのぐ力



渋沢栄一とその思想に学ぶ

作家・グロービス経営大学院客員教授 守屋 淳



守屋 淳
— もりや・あつし —

1965年生まれ。早稲田大学第一文学部卒業。現在は作家として『孫子』『論語』『韓非子』『老子』『荘子』などの中国古典や、渋沢栄一などの近代の実業家についての著作を刊行する。かたわら、グロービス経営大学院アルumnナイススクールにおいて教鞭をとる。著訳書に34万部の『現代語訳 論語と算盤』や『現代語訳 渋沢栄一自伝』、シリーズで20万部の『最高の戦略教科書 孫子』『マンガ 最高の戦略教科書 孫子』『組織サバイバルの教科書 韓非子』などがある。2018年4～9月トロント大学倫理研究センター客員研究員。

渋沢栄一という、五百近くの会社に関わったりノーベル平和賞の候補になったりと、一般的には成功者のイメージしかないかもしれません。

ならば、順風満帆な人生を送ってきたのかと言えば、彼自身は自分を「逆境の人」と考えていました。実際、こんな言葉を残しています。

「変乱の時代に生まれ合わせ、心ならずもその渦中に巻き込まれるのが不幸な者であり、真の逆境に立つというのではあるまいか。」

そうだとすれば、わたしもまた逆境のなかで生きてきた一人である。

現にわたしは、最初は尊王討幕(天皇を報じて徳川幕府を討つ)や攘夷鎖港(外国を打ち払い鎖国する)を論じて、東西を走り回っていた。しかし、後には一橋家の家来となって幕府の臣下に加わり、その後に民部公子・徳川

昭武に随行してフランスに渡航したのである。ところが日本に帰ってみれば幕府はすでに亡び、世は王政に変わっていた。

この間の変化にさいして、もしかしたら自分には知恵や能力の足りない点もあったかもしれない。しかし勉強の点については、自己の力一杯にやっただけで不足はなかったと思う。それなのに、社会の移り変わりや政治体制の刷新に直面すると、これをどうすることもできず、わたしは何とも逆境の人となってしまうのである。

確かに、彼は若い頃、尊皇攘夷の志士を目指していましたが、事情があつて幕臣となり、その幕府も潰れて、気がつくとう亡国の遺臣——まさしく人生、裏目に出続けてしまったのです。では、こんな逆境に陥ったときに、人はどうすべきなのか。

まず渋沢栄一は、その逆境が「自分が作った逆境」なのか「人の手ではどうしようもない逆境」なのかを見分けよ、といいます。そのうえで、前者であれば、自分で逆境の原因を除いていくしかないわけです。

一方で、もし後者の「人の手ではどうしようもない逆境」であったなら——今回のコロナウイルスなど、その典型でしよう——次のことをせよ、と渋沢栄一は述べます。

「自分が社会のなかで果たすべき役割とは何なのかを考える」

「自分の守備範囲を知った上で、与えられた環境は仕方がないと考える」
要は、ムダにジタバタすることなく、出来る範囲内のことに着実にこなしていけ、というのです。

千葉中央会計事務所

税務・会計、監査、公益法人会計、相続税相談



お客様から信頼される会計事務所を目指して

中堅 中小企業の **ビジネス・ドクター**として

公認会計士・税理士 手島 英男 公認会計士・税理士 田中 昌夫
公認会計士・税理士 本橋 雄一 公認会計士 岸 健介

http://www.ccaf.jp 千葉市中央区中央1-2-1
☎043-225-1211 (代)

～皆様とともに歩む **C-one** ～ 千葉ショッピングセンター

CHIBA SHOPPING CENTER シーワン

気取らない街で、**ファッション&グルメ**をどうぞ!

JR千葉駅・京成千葉駅徒歩1分
〒260-0014 千葉市中央区本千葉町15-1
☎043-227-6543(事務所)

千葉ショッピングセンター 検索
http://www.c-one.or.jp

bayfm78
LOVE OUR BAY LOVE OUR FUTURE

New Value.
FUKUI
福井電機株式会社

〒260-8524 千葉市中央区問屋町16-3
TEL 043-241-6401 FAX 043-247-0291
銚子・柏・茂原・成田・水戸



「ジエトロレポート」いま世界に目を向けて

新型コロナウイルス感染拡大による海外ビジネスへの影響② 進出日系企業の現状とジエトロ支援のデジタル化

ジエトロ千葉 所長 佐藤 拓

新型コロナウイルス感染拡大が在外日系企業のビジネスにどのような影響を与えているのか、ジエトロ（日本貿易振興機構）が行った各国での調査結果を「紹介する」（詳細は文末WEBサイトを「参照願いたい」）。

■米国における影響「在宅勤務を活用しながらも大半が操業再開、新たな日常に新たな技術の導入へ」

ジエトロ在米事務所は「在米日系企業の新型コロナウイルス対策に関わる緊急調査」を実施（第4回調査、実施期間：2020年5月27日～6月1日、回答企業数：834社（製造業：461社、非製造業：373社）。過去1ヵ月に売り上げが減少した企業は前回（第3回：4月末調査）と同様に4分の3に上る。年内の売上回復を見込む企業は3割にとどまる。生産中断中の企業は前回調査の28.2%から3.3%に大幅減少し、多くの企業が生産を再開している。

ただし、事業再開後も、年内に従業員全員を職場復帰させる企業は非製造業で2割、製造業でも4割弱にとどまるなど、在米日系企業の中でも在宅勤務が定着する兆しが見える。事業再開に当たっては、職場の安全確保や従業員の不安払しょくなど

が主な課題となっている一方、当初懸念されたサブライチエーションの遅延を課題に挙げる企業は少数にとどまる。今後、サブライチエーションを見直さない企業が7割だが、新型コロナウイルスや米中摩擦の影響を受けて、調達先の多角化、米国内での調達・生産拡大など見直す企業も3割あるのが実態である。「再開」は元に戻ることではなく「新たな日常」に向かうことと捉え、非接触、リモート、デジタル化、自動化など、新しいテーマ・切り口に商機を見出し、この機会に運営・事業をリセットし「人材現地化」の前倒しを検討するところもある。

■ベトナムにおける影響

「リーマンショック」以来の経済成長だが、輸出や外貨進出は堅調。ジエトロ・ハノイ事務所によると、ベトナムにおける第1四半期（1～3月）のGDP成長率は3.82%増（推計値）にとどまり、リーマンショック以来、過去10年で

最低の水準となっている。農林水産業では、世界的な需要減により水産物、果物などの輸出が下落しているほか、サブライチエーションの混乱により工業分野の成長にブレーキがかかったことに加え、市場の需要減により、電機・電子、繊維などが低迷している。海外との往来困難な中、GDPの1割（関連産業を含めれば4割）に寄与する観光業に深刻な打撃を受けている。

他方、中国の工場再開により、ベトナムのスマホ関連の輸出・輸入は2ケタ増を維持しており、全輸出額の4割を占める米中向け輸出で底堅さを見せる。加えてベトナムは周辺諸国に比べ、低額の耐久消費財と生活必需品の消費財が主体であることから、今回の新型コロナウイルスの悪影響をそれほど受けていない。在宅の浸透で電子機器の需要が増加したことも後押ししている。直接

（参考）
ジエトロ「特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響」<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

JETRO
日本貿易振興機構（ジエトロ）
千葉貿易情報センター
☎043-271-4100 FAX 043-271-4480
<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/chiba>
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
ワールドビジネスガーデン(WBG) マリブイースト23階

投資については、新型コロナウイルス感染拡大や米中貿易摩擦を受け、サブライチエーションの極依存の回避、分散化が加速した結果、ベトナムへの注目が高まっているのはプラス材料といえる。

■ジエトロにおける海外展開支援のデジタル化
「オンライン食品商談会、海外投資家へオンラインピッチに千葉産企業も参加！」
ジエトロでは、特設WEBサイト「特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響」を設け、最新の海外ビジネス情報を提供する。同時に、海外ビジネス相談窓口を設置している。海外への渡航、訪日いずれも困難な中、海外バイヤーとのオンライン食品商談会、国内スタートアップが海外投資家向けのピッチ（プレゼンテーション）イベントなど「海外展開支援のデジタル化」を急ピッチで進めている（いずれにも千葉県企業も参加）。また、大人数での集客が困難な中、ウェビナー（WEBセミナー）で海外事務所が様々な発信を発信している。千葉でも貿易実務、医療機器海外展開などのウェビナーを実施するほか、TV会議を活用した貿易相談・専門家支援等にも取り組んでおり、国際ビジネスにつきご相談のある方は、いつでもお気軽にジエトロ千葉（043-271-4100、chb@jetro.go.jp）までご連絡願いたい。

掲載無料

会員情報プラザ

貴社のニュースやPR（宣伝）にご利用ください。

千葉県の皆さま向けに、 新規特別プランを作成しました

- 千葉県民プラン
特典：チェックインは朝8時から、チェックアウトもゆっくり夜の20時で長時間滞在ができます。
- テレワークプラン
特典：期間限定でチェックインは朝8時から、駐車場も無料としています。千葉県内にお住まいであれば、千葉市テレワーク推進プランを使うことができ、実費1,000～2,000円台で利用可能です!!
- 巣ごもりシェルタープラン
特典：チェックインは朝8時から、チェックアウトもゆっくり夜の20時で長時間滞在ができます。3泊以上の制限はありますが、料金は格安で設定しています。

ベッセルイン千葉駅前
2019年3月に開業した新しいホテルです。男女別のサウナ付大浴場を備えており、VODの無料視聴も可能です。（成人向けコンテンツ除く）
自粛疲れ、家でのテレワーク疲れにいかがでしょうか?



男子大浴場

株式会社ベッセルホテル開発

ベッセルイン 千葉駅前

☎043-306-1181 24時間営業

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目12番3号

提灯、旗、幕、幟。作りませんか。



提灯は、お迎え提灯、祭礼用提灯など、和紙の物から、飲食店や盆踊りなどで使用するビニール製の物など各種名入れ承ります。

また、旗、幕、幟、祭用品、イベントグッズなど多数取り扱いしております。少しでも皆様のお役に立ちたいと考えてます。

株式会社 辻忠商店

〒260-0016 千葉市中央区栄町38-2

電話：043-224-2033

FAX：043-227-2133

MAIL: tsuji@tsujichu.com

定休日：日曜日（7月～8月第3日曜日は営業）

女は40歳からが、面白い。



ジムの紹介



変化する心と体と上手く付き合いつながり、楽しく強く年を重ねていこう。こんにちは！運動が苦手・初めての女性のためのジムです。体が硬くても大丈夫！呼吸、ストレッチ、リラクゼーションで、頑張り心と体にほっとする時間を。健康作りをサポートします。

- ◆気分に合わせて選べるプログラム
- ・アロマリリース&ストレッチ
- ・初めてのヨガ
- ・ほっこりお腹にコアトレ
- ・腰痛改善コンディショニング
- ・発散！ボクシングシェイプ 他

会員コース（税別）
月2回 5,500円 / 月4回 8,500円

コロナ疲れにお気軽に！
無料体験レッスン
予約はこちら！



会報誌持参特典 入会金無料！

女性専用&超少人数制レッスン

ストレス解放ジムMoMo

千葉市若葉区みつわ台3-23-100 みつわ台駅下車徒歩5分

☎090-2732-8646 momogym2018@gmail.com



雷を止めることはできません。でも、落雷の直撃被害は抑えられる時代が来ました。落雷抑制型避雷針[PDCE]は、国が認めた新技術(NETIS)により工場、ビル、鉄道、運動場など屋内外約3,000か所で効果を発揮しています。

父が千葉で防犯防災工事を始めて50年。事業承継を経て、これからも新たな技術で千葉の皆さまに安心安全をご提供いたします。



有限会社総合電設

〒264-0015 千葉市若葉区大宮台4-7-3

☎043-291-2242

<https://sogodensetu.co.jp>



ごみステーション監視カメラ 6か月無料レンタル実施中！

千葉商工会議所青年部は、6月末まで活動自粛中!

千葉商工会議所 青年部通信
WE ARE THE CHIBA
 私たち全ての力が千葉になる



編集：千葉商工会議所 青年部
 広報拡大委員会
 URL：http://www.chiba-yeg.jp
 Email：yeg@chiba-yeg.jp

委員 平木 智子 (有)イチザワ ダスキニイチザワ マット・モップのレンタルサービス 千葉市若葉区坂月町282-26	委員 野間 薫 (株)野間工務店 建設業・廃屋工事業・ 宅地建物取引業・飲食業 八千代市八千代台北1-10-7	委員 須藤 陽介 (株)須藤ビル 不動産管理業 千葉市中央区弁天1-30-10	委員 鈴木 孝昌 たかまさ訪問鍼灸マッサージ 医療・介護系 千葉市緑区おゆみ野中央7-24-1 プロムナードⅢ201	委員 金 英泰 (株)アテンド 接骨院・鍼灸院 千葉市稲毛区小仲台6-2-18
副委員長 横山 輝男 OUTRUN(株) デザイン制作・印刷全般・ WEB制作等広告全般 台東区台東1-9-4 松浦ビル5F	副委員長 船本 幸史 シード税理士法人 税理士 千葉市花見川区 幕張本郷1-2-24-6F	委員長 早川 崇博 Le Petite Joie 洋菓子製造・販売 市原市北国分台2-1-18	委員 湯浅 元博 (株)ユアサ電子 機械・機器組立業務 ソフトウェア 開発・保守付随する業務 千葉市若葉区小倉町192-1	委員 前川 貴子 (株)ENC おでん屋・ ラウンジ&コンパニオン 千葉市中央区中央2-2-5
委員 櫻井 雄一 (株)Firstリフォーム リフォーム・ イノベーション工事全般 千葉市若葉区千城台南4-5-4	委員 勝畑 哲英 (株)K-System 広告代理業・飲食業 千葉市中央区中央4-9-7	委員 大田 貴之 A-WORKS(株) 製造業 千葉市花見川区犢橋町1-22-6	委員 阿部 智 社会福祉法人 宙福祉会 保育園 千葉市稲毛区小仲台2-9-1	副委員長 若菜 義大 (有)わかかな造園 一般造園土木建設及びカフェ事業 千葉市緑区越智町81

監事 高野 大海 (有)リクライム 再生資源卸売業・ 産業廃棄物収集運搬 千葉市花見川区三角町487-34	監事 中島 悠介 (株)エスト・ジャポニーネ 飲食店経営 (イタリアンレストラン) 千葉市中央区新町22-2-406	会長 田中 あすか Bar せらのかけら 飲食業・出張フルート演奏 千葉市中央区中央1-1-8 中央28ビル2階
委員長 蒔田 宣弘 (株)アフロディーテ 美容室経営・コンサルタント・飲食 店経営 千葉市中央区中央3-2-2-2F	副会長 鷲見 隆仁 (医)福寿会鷲見医院 内科・歯科・訪問歯科・ デイサービス・訪問介護・保育園 千葉市中央区今井2-7-9	副会長 飯田 敬道 飯田環境クリーン(株) 一般・産業廃棄物処理業・ 中間処理 千葉市若葉区北谷津町300-26
副会長 秋元 美沙 カラル興業(株) 建築・自動車塗料等関連商品販売・ リフォーム工事請負 千葉市中央区院内2-14-1	副会長 廣田 栄里 いなげ司法書士・行政書士事務所 登記手続・会社設立・成年後見・ 遺産相続・過払金返還請求・ 自己破産・債務整理等 千葉市稲毛区稲毛東3-20-10-2F	副委員長 飯泉 祐介 グリーンカプセルコーポレーション(株) 総合家材サービス事業 千葉市中央区栄町36-10 江南アセット千葉中央ビル4F
委員 川端 大樹 (株)セントリーブ リラクゼーション・整体・スパ 千葉市中央区道場南1-2-19 ルアナ1-B	委員 今関 直史 D'ciel Urban Hair Design 美容室・インバウンドビジネス・ 不動産 千葉市中央区中央3-4-13-3F	副委員長 淵 佑介 (株)エコクラフト イベント設営・リング製作・ 屋台製作 千葉市若葉区大宮町2880-87
副委員長 相田 凪 (有)ソーダグループ 飲食業 千葉市中央区富士見2-23-6 Kanビル2F		



ここで、改めて会員企業の紹介をさせて頂きますので、お見知りおきのほど宜しくお願い致します。

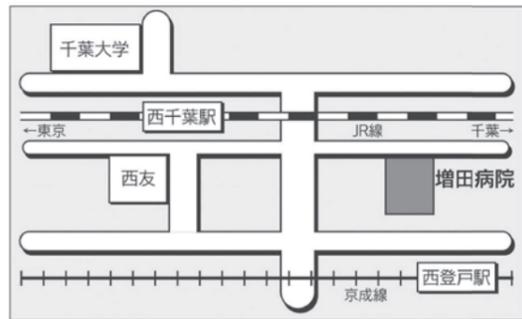
第1回目 令和2年度メンバー紹介

内科・外科・胃腸科・肛門科・整形外科・皮膚科・泌尿器科

医療法人社団あい 増田病院

〒260-0033 千葉市中央区春日1-16-5

☎ (043) 247-3821
FAX (043) 247-5843



●JR西千葉駅より徒歩5分 ●京成西登戸駅より徒歩5分

内科・消化器科・甲状腺・糖尿病外来
人間ドック・各種健診・マンモグラフィ検診
がん検診・出張健診

医療法人社団 報徳会 報徳千葉診療所

千葉市中央区本町1-1-13

☎ 043-225-6232

総合防犯設備・用品

株式会社 オシマ

http://www.ohshima-cp.com

営業センター 千葉市稲毛区宮野木町1664-11

☎ 0120-06-2771

小林国際特許事務所

千葉商工会議所会員

所長弁理士 小林 正英
会長弁理士 小林 正治

TEL:03-3866-3327

東京都千代田区本町3-4-5 (秋葉原駅5分)
http://www.kipo.jp/

あなたの健康をサポートする...

公益財団法人 ちば県民保健予防財団

特定健診 保健指導 一般健診
出張健診 環境測定 人間ドック
各種がん検診 各種精密検査
禁煙外来 骨粗しょう症検査

千葉市美浜区新港32-14

☎ 043-246-0265

http://www.kenko-chiba.or.jp

1983年創業 信頼と実績の総合調査

調査・資料収集による、問題解決へのお手伝い。

法曹関係特殊調査

不貞行為調査・詐害行為調査・隠匿資産調査 など

企業関係調査

社員採用前調査・社員の素行調査・企業信用調査 など

個人関係調査

不貞関係調査・結婚前調査・盗聴・盗撮器調査 など

◎差別につながる調査はお受けいたしません。



代表取締役 金子和男
警視庁を退職後、調査業
の改革を実践すべく開業。

株式会社 愛晃リサーチ

〒260-0033 千葉市中央区中央2丁目8番5号 ジュピタービル8階

☎ 0120-54-5432

調査のアイコン 検索

なのはな ひろば

〈千葉商工会議所 女性会の活動〉

編集：千葉商工会議所 女性会

飲食業応援事業

「おうちで食べようプロの味」
「お弁当ガイド」好評!

当女性会は、千葉市観光協会のご協力をいただき、新型コロナウイルス対策応援事業として、市民の皆様や飲食業界の一助となるべく、当該事業を実施いたしました。

作製した「千葉おもてなし応援お弁当ガイド」は、全20店舗の飲食店のテイクアウト&デリバリー情報及び、タクシーによるフードデリバリーサービス「ちばタクデリ」を掲載し、商業施設ビルの事業所や金融機関、観光公社、中心市街地のマンション、商店街や町内会等へ配布及び提出を行いました。緊急事態宣言により、外出自粛を余儀なくされた市民の方々からのご要望や、地域の飲食店から

の声にお応えし実施し、ウインウインで喜んでいただけました。新型コロナウイルスの収束を願うと共に、より良い新しい日常を創り上げて参りたいものです。

掲載店舗様のお声

コロナ禍のもと、飲食業界に留まらず日本全体が大変な状況の中、テイクアウトという新たなチャレンジをすることで、新規のお客様

との出会いにも繋がります。この機会にも繋がります。また、予想以上の売上に感謝しております。



▲丸萬寿司



▲竹田屋千葉店



▲美彩や

「千葉おもてなし応援お弁当」の他に、こんなサービスもあります!

お知らせ 「ちばタクデリ」フードデリバリーサービス

千葉市の飲食店が子供の日・母の日ウィークに向けお客様のために作る一品を、タクシーがおうちまで配送するデリバリーサービスが始まります。

5月2日(土)~13日(水)の期間中にご利用できます。(期間限定サービス予定)

- 1 下記のQRコードからお店とメニューを選ぶ。
※各店舗にて「ちばタクデリ」をご利用いただける下限金額が異なりますので、ご確認ください。
http://www.chibacity-taxi.jp/notice/chiiba-takudeli-delivery
- 2 お店で電話でオーダー「ちばタクデリ」の注文とお伝えください。
※前日18時までに予約
配達時間 昼：11:00~14:00
夜：17:00~20:00
- 3 タクシーの運転手がデリバリー
代金は、タクシーの運転手へ現金でお支払い。
※料理代金の他に送料500円

配送エリア 千葉駅から約3km位

「ちばタクデリ」提供店

すし波奈 千葉富士見店	043-225-0550	季節料理 まさむね	043-242-3780
かつ波奈 みつわ台店	043-206-0087	オリエンタルキッチンタリアーナ	043-238-9112
鉄板焼きグリル 美彩や dining&bar Lantern	043-202-3900	焼肉レストラン新羅(shira)	043-226-8078
	043-238-8815	キッチンリバー	043-307-7522

9月30日まで期間延長しました。

千葉 おもてなし 応援
お弁当ガイド

～飲食店のプロの味をおうちで食べよう!～

主催：千葉商工会議所女性会
協力：千葉市観光協会